

令和6年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第2回理事会 議事録

招集年月日 令和6年5月10日（金）
開催日時 令和6年6月4日（火） 午後2時00分～午後3時03分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 別館1階 集会室B
出席評議員 石田 進、千葉千恵子、鈴木伸洋、額賀 優、卯月秀一、信太俊浩、花田三男、
中嶋正子、須之内正昭、西川寧人、佐藤行廣、野村みさ子、日高篤生、野口修一
欠席理事名 篠塚洋一、高田和美、石井洋一、大和愛紀
出席監事名 岡野一男、森本政一

理事総数18名中14名の出席により、定款第30条に定める決議要件を充たし、理事会が成立したことを事務局から報告した後、令和6年4月1日付けで新たに本会役員として選任された理事3名を紹介し、一人ずつ挨拶をいただいた。石田進会長挨拶の後、定款第29条に基づき議長選任を行い、全員一致で、石田進会長を議長に選任した。定款第31条第2項に基づき議事録は出席した会長及び監事の記名押印となることを確認した。

議 事

議案第1号 令和5年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

（事務局：鴨川和明センター長）

議案第1号については、令和5年度事業報告書概要版にて説明をします。1. 総合相談機能の充実強化では、コロナ感染症の位置づけが昨年5月に5類感染症となり、通常の業務に戻る体制を図りました。福祉総合相談を入り口に、各種専門相談事業を通じた支援との重層的な体制で、令和5年度に寄せられた相談に対する支援件数は8,638件でした。(ii)の相談内容内訳にある1の緊急生活支援から8番までの生活困窮に関する相談の実績は、福祉総合相談全体の約4割になります。物価高による家計への負担が増す状況の中で、市民の課題解決に向け相談対応に取り組みました。また、9番から10番までの相談は全体の2割を占めていますが、主に認知症や精神障害、知的障害の方への権利擁護に関する相談で、国家資格を有する職員が課題解決に向けて対応しました。

資料2ページをお開きください。(3)地域ネットワーク勉強会の充実では、コロナの制限がなくなったことで、令和5年度は毎月1回の開催ができました。大きい柱のⅡ必要とされる各療育の生活支援システムづくりとして、精神障害者、発達障害児者、ひきこもりの方等への支援活動を展開しました。(3)発達障害児等支援の充実では、発達障害療育者研修会を4年ぶりに開催することができました。

資料3ページをお開きください。2. 権利擁護関連活動の充実については、本会が判断能力の不十分な方の成年後見人となり支援をする法人後見活動の実績です。令和5年度は1名の方を新規に受任し、2名の方の終末を迎えました。お亡くなりになった場合の成年後見人の役割として、ご遺族へ引き継ぎ終了となりますが、2名の方はいずれも葬儀を行うべき親族が不在であったため、本会で死後事務の対応を行いました。令和5年度時点において、県内で法人後見事業を展開しているのは14市町村社協で、鹿行地域では本会のみとなっています。成年後見制度が民法に規定されていることに対し、日常生活自立支援事業は社会福祉法に規定されていて、どの市町村社協でも実施しています。次のページには、事業利用者状況を掲載しています。現在31名の方と契約をしています。今後も認知症高齢者の増加に伴い、両事業の需要が見込まれるため、体制強化が重要となります。3. 生活困窮者世帯への支援活動として、(1)生活福祉資金貸付事業の特例貸付の返済困難な方に対する償還猶予申請を令和5年度では

126 件受付しました。

大きい柱のⅢ市民との協働による地域生活支援のしくみづくりに関して、(2)災害ボランティア受け入れ体制の整備では、台風による浸水被害で取手市と日立市に職員 5 名を派遣しました。また、今年 1 月に発生した能登半島地震においては、職員 1 名を石川県珠洲市へ 1 月 24 日から、先月 25 日にも職員 1 名を輪島市門前町へ派遣しましたが、家屋・水道・道路の復旧には未だ時間を要する見込みで、引き続き県社協と連携を図りながら職員派遣を行う予定です。3. 福祉教育支援活動の充実について、高校生の進路アシストカレッジは令和 4 年度はリモートでの座学のみの実施でしたが、令和 5 年度は集合型の座学と実習体験を行うことができました。

大きい柱のⅣ事業推進のための組織体制の発展・強化は、こうした事業を推進する組織体制の状況の内容です。内外の研修によって研鑽を積み、職員総数 22 名で業務に当たりました。2. 事業を支える財政基盤の強化として、2 種類の広報紙を年間 18 回発行による県内随一の広報活動を維持し、またホームページの情報発信により多くの市民の方の理解を得られるよう、引き続き広報活動を強化していきます。(2) 会員会費制の充実では、社協会費といった本会の根幹を支える自主財源について、地区加入率が令和 5 年度 36.9%という影響により前年度から減少していますが、そうした中でも多くの方のご協力をいただけたことも大変ありがたい限りです。また、社協活動を支えてくださる方の裾野が少しでも広がるように、地区未加入の方へも広報活動を通じて PR をしていきたいと思えます。

大きい柱のⅤ法人運営では、1. 理事会・評議員会の体制や 2. 各種委員会活動、3. 事務局職員の人事などは、資料のとおりとなっています。事業報告については以上となります。

(事務局：相良光浩事務局次長)

事業報告に続いて令和 5 年度の決算の内容を報告します。資料については、令和 5 年度事業報告書及び収支決算書の 60 ページをお開きください。資料 60 ページは令和 5 年度資金収支計算書総括表として作成し、令和 5 年度の事業ごとの収入並びに支出の決算の概要を一覧でまとめた表となっています。事業報告で説明した各事業についてはいずれも該当するサービス区分、拠点区分の中で収支の計算を行ってきました。この表の下から 2 行目、法人全体(A)+(B)+(C)が令和 5 年度法人全体の決算の状況となります。令和 5 年度収入決算額は 211,363,851 円、対する支出決算額は 193,316,423 円、収入決算額から支出決算額を差し引いた数字が当期末支払資金残額となり 18,047,428 円、この金額が翌年度へ繰り越す金額となります。令和 5 年度については、要望していた神栖市への助成金・受託金等が全て要望通りに助成していただけたこともあり、収入・支出ともに計画通りに遂行することができました。加えて、受託事業の 5 番目、茨城県社会福祉協議会からの受託事業となる生活福祉資金貸付事業の中の特例貸付フォローアップ事業は、当初受託の上限額 22,169,000 円で受託契約をしていましたが、相談件数や稼働件数などを含めると、そこまでかからずに経費が抑えられたため、不要となった 5,817,616 円については茨城県社会福祉協議会に返還する形で収支決算を終えました。返還をしていますが、令和 4 年度の法人全体の決算額と比較すると繰越額で 200 万円強のプラスという状況になり、法人全体の収支状況としては問題なく遂行できています。なお、翌年度へ繰り越す 18,047,428 円は収入決算額の 8.5%、年間事業支出の 1.1 ヶ月分程度に相当し、繰り越す金額としては妥当かと考えています。資料 61 ページは、只今説明した資金収支計算書の勘定科目ごとの予算に対する決算額、差異は予算から決算の額を引いた金額でまとめた収支計算書となっています。次のページは法人単位事業活動計算書です。決算額、勘定科目等については、左側の資金収支計算書と同じような決算額となっていますが、事業活動計算書については、法人全体の財産の動きを全て収支計算にまとめ、翌年度に繰り越す正味財産を明らかにする書類です。そのため左の計算書には出てこない減価償却費などが計上されています。この 2 つの計算書類をもとに、令和 6 年 3 月 31 日時点の財産の状況を示したものが資料 63 ページの貸借対照表となります。貸借対照表は左側が資産の部、流動資産と固定資産を合わせて 145,350,347 円、対する右側の負債の部、流動負債と固定負債を合わせて 57,767,387 円、資産の合計から負債の合計を引いた金額が純資

産の部の合計となります。純資産の内訳は、基本金、基金、その他の積立金、次期繰越活動増減差額の4種類で構成され、87,582,960円となります。

ここからは資料の説明をしていきますが、資料64ページは計算書類に対する注記、資料65ページから77ページまでは、只今説明した各計算書類の内訳表を記載しています。資料78ページは63ページで説明した貸借対照表の各項目について、設置、保管場所あるいは使用の目的等を明らかにし、財産目録としてまとめているものです。資産の部の合計、負債の部の合計、差引純資産、いずれも貸借対照表記載額と同額となっており、最終行に記載している差引純資産87,582,960円については、今月末の定時評議員会での決議をもって法務局へ登記をしていく本会の令和5年度末時点の資産総額となります。

資料79ページ以降は明細です。79ページ、80ページは令和5年度末時点の未収金並びに未払金の状況で、本会の年度末時点における債権・債務の状況を支払先ごとに明らかにした書類となっています。資料81ページから最終93ページまでは寄付金明細書として作成しています。こちらは令和5年度中に本会に寄付をいただいた案件を、全て現金とそれ以外の物品等に分けてまとめた書類となっています。なお、決算書類に関してはもう1つ、令和5年度決算書付属明細書があります。こちらは、只今説明した決算書の更に細かいサービス区分レベルの収支計算の状況、あるいは社会福祉法人会計基準上作成が義務付けられている各種明細書をまとめた付属明細書です。事務局からの説明は以上です。

(議長：石田進会長)

議案第1号の質疑に先立ちまして、監査報告をいただきます。当協議会の令和5年度の業務執行状況及び財産の状況については、5月28日に監事による監査を実施しています。監査の結果について、岡野監事よりお願いします。

(岡野一男監事)

監事の岡野です。よろしく申し上げます。資料2ページをお願いします。監査報告書。令和6年5月28日。社会福祉法人神栖市社会福祉協議会会長石田進様。監事森本政一、監事岡野一男。私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行及び財産の状況について監査を行いました。その方法及び結果について次の通り報告します。

1. 監査の方法及びその方法。各幹事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当該会計年度に係る事業報告及びその付属明細書について監査しました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類及び財産目録について監査しました。

2. 監査の結果。(1)事業報告等の監査結果。事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。(2)計算関係書類及び財産目録の監査結果。計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全てにおいて適正に表示しているものと認めます。(3)監事からの意見。書類作成等における事務の効率化を進めるとともに、組織体制を充実させ、理事及び職員がより適正に職務を遂行できる環境整備に務めてください。以上です。

(議長：石田進会長)

ありがとうございました。これより議案第1号の質疑に入ります。本案につき、質疑はありますか。

(西川寧人理事)

流動負債の中で預かり金が約12万円あって、ボランティア保険料となっていますが、こういった費用になりますか。詳しい説明をお願いします。

(事務局：相良光浩事務局次長)

ご質問ありがとうございます。只今ご質問があったのは、資料63ページの貸借対照表の負債の部、流動負債の2行目預り金となります。こちらの預かり金は、ボランティア保険に関する預り金です。ボラ

ンティア保険は個人負担分を預かり、令和6年4月1日付けで保険適用されるように入社するには、令和6年3月中に入社手続きを済ませる必要があります。そのため、その時に掛け金の個人負担分を社会福祉協議会が預かる形となりますが、あくまでもボランティア保険の預かり金は全国社会福祉協議会の保険担当へ納めるまでの間の一時的な処理となりますので、3月31日の時点では預かり金として貸借対照表並びに財産目録へ計上されます。なお、この預り金は、4月に入ってすぐに全額を全国社会福祉協議会へ納めて、預り金の精算が完了していることを報告します。

(西川寧人理事)

保険料は全て個人が出しているということによろしいでしょうか。

(事務局：相良光浩事務局次長)

ボランティア保険の保険料は個人が支払いますが、社会福祉協議会から1人当たり100円の助成をしています。

(西川寧人理事)

わかりました。ありがとうございます。

(須之内正昭理事)

監査報告書の中の監事からの意見について、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

(議長：石田進会長)

先ほど申し上げたと思いますが…。

(須之内正昭理事)

「書類作成等における事務の効率化を進めるとともに…環境整備に努めてください」の部分がよくわかりません。

(岡野一男監事)

社会福祉協議会が適正な人員のもとに環境整備を整えていただきたいということ、理事や役員も適正な人数で運営を進めて欲しいということで、監事からの意見として出させてもらいました。

(須之内正昭理事)

理事の人数が適正ではないということではないんですね。なぜ質問しているかということ、令和4年度の監査報告書には、“監事からの意見はありません”となっています。令和5年度にあえて意見を入れているということは、監事として強く感じていることがあるのかなと思ったからです。

(岡野一男監事)

私も今回初めて監事として監査を行いまして、これまでの経過を事務局に確認したところ、監事からの意見は“特にありません”ということが多かったと聞きました。監査の中で全体的に見させていただき、抽象的なものになってしまい申し訳ありませんが、意見を出させていただきました。

(須之内正昭理事)

意見を出してくれるのはいいことだと思います。事務の効率化といってもとても幅広い。分厚い書類を見てもらって何か意見はありますかと言われても、なかなか難しい。

(森本政一監事)

事務局には、AIやChatGPTなどを活用して事務の効率化を進めてもらいたいという話をさせてもらいました。

審議に入り質疑はなく、議案第1号は議長を除く賛成13名、反対0名で原案の通り決議した。

議案第2号 令和6年度 補正予算(案)について 事務局（相良光浩事務局次長）

資料3ページをお開きください。今回の補正予算の内容につきましては、社会福祉協議会が納める消費税の額の増額となっています。社会福祉協議会も、消費税の課税事業者としていくつかの収入に対して消費税の申告納付を行っております。ただし、社会福祉協議会に関する収入は、補助金や会費や寄付金など、ほとんど非課税扱いになっています。また市から受託している事業についても概ね社会福祉法上に規定された事業で、消費税法上では社会福祉法に規定された第一種あるいは第二種社会福祉事業についてはいずれも非課税扱いのため、ほとんどの事業は非課税で行っていますが、一部の事業については消費税の課税扱いで、これまでも処理を進めてきました。ただしこの中で今回提案の一行目にあります障害者相談支援事業、障害者の生活に関する相談を社会福祉協議会が受けるということで神栖市から受託をしている事業ですが、こちらについては平成19年度の受託開始より消費税法上は非課税であるという認識で進めていましたが、令和5年10月に国が発出した「障害者相談支援事業に係る社会福祉法上の取扱いについて」という通達の中で、非課税事業ではなく課税扱いであるという方向が示されました。この通達については、本日ご用意いたしました資料の中の2ページ目に、全文を写しでご用意しています。こういった認識の違いは、神栖市社協だけでなく全国の同じ事業を受託している社協や民間団体、あるいはそれを委託している自治体の中で、同じく非課税という認識で動いていたところが、国の令和5年10月の通達を受けて課税扱いに処理を切り替えるという動きを全国的に取るという方向が今も進んでいます。神栖市は、早速市に状況を報告して対応について協議し、まず訴求可能な過去5年間に遡って申告をし直して納めるべき税金をまとめる手続きを社協が行うことになりました。さらに、追加納付すべき金額については神栖市に説明して、それぞれ補正予算により対応することとしました。その結果が、今回ご検討いただく補正予算案の内容となっています。具体的な内容といたしましては、今回課税扱いになった障害者相談支援事業に関する受託金に係る消費税を5年分増額させるほか、今回の修正申告の中で、これまで簡易な税金の計算・申告でよかった部分が、本則課税方式に計算自体をやりなおさなければいけない年度が3年分発生しましたので、その関係で生活困窮者自立支援事業や労働者派遣事業に関しても税金の再計算が必要となりました。それらを踏まえた再計算の結果、用意すべき税金の金額を確定させ、市から負担してもらう部分については、市に負担してもらう内容で、また、社会福祉協議会が自前で用意する部分については社会福祉協議会の予算の中で対応することといたしまして、具体的な金額の内訳は4ページをお願いします。今回の補正予算では、新たに追加で納付しなければいなくなった税金について市がご負担いただく分については補正予算として増額の編成、社会福祉協議会が負担する税額については予備費を充当する形で補正予算を編成いたしました。平成30年度から令和4年度までの納付分とあと令和6年度、今年度分については今年度分も消費税相当額を加えて新たに受託契約を結び直す必要があることから、過去5年分プラス今年度分を合わせて今回補正予算を提案しております。市の負担額については5,261,000円、それぞれの受託金収入等を増額する形で対応をさせていただきます。本会負担額については134,000円、この134,000円は社協自主事業拠点区分の中の地域福祉推進事業の中に計上しております予備費より充当する形で対応いたします。なお5ページから7ページにかけてはそれぞれの受託事業ごとにどこが増えるのかというところを明らかにした明細書となっております。今回対象となるのは、地域福祉推進事業と受託事業の中の障害者相談支援事業及び生活困窮者自立支援事業、労働者派遣事業、この4つの区分でそれぞれ増額の補正を行いました。細かい数字や消費税の納付に関するご質問等があれば、この後の質疑応答の中で補足をさせていただきますので、ご意見等があれば、よろしくご意見をいただきます。事務局からの説明は以上です。

（石田進議長）

ありがとうございました。質疑の前に担当部長として補足説明をお願いします。

（日高篤生理事）

もともこの障害者相談支援事業は非課税として扱われていましたが、法改正により社会福祉法上の位置付けがされなくなりました。しかしその時点で、国からは何の発出もなかったため、当市だけでなく全国の自治体で同様の認識の相違が起きています。当市では本件について、社協の修正申告の中で一部の年度で本則課税での再計算が必要となることも見込んで対応を進めておりましたので、今回の追加納付額の負担は速やかに手続きを行う予定です。

（議長：石田進会長）

そういうことですので、市としても対応を進めているということもご理解いただいた上で本件をご審議いただきたいと思います。

審議に入り質疑はなく、議案第2号は議長を除く賛成13名、反対0名で原案の通り議決した。

議案第3号 第6次地域福祉活動計画の策定について

事務局（相良光浩事務局次長）

資料8ページをお開きください。社会福祉協議会の活動・行動計画でもある現計画「神栖市社協第5次地域福祉活動計画」の後継計画、「神栖市社協第6次地域福祉活動計画」を策定するにあたり、地域福祉活動計画策定委員会を設置するとともに、策定の趣旨及び今後の策定スケジュール案についてお諮りするものです。資料9ページには計画策定の趣旨及び今後のスケジュールについて掲載しています。第6次計画の基本コンセプトは、第5次計画の基本構想を引き続き維持し、計画期間は5年間、第5次計画に掲げた基本計画「4本の柱」を継続・充実させることを基本的な考え方とします。委員会での協議内容としては、第5次計画の達成度を評価した上で、市が策定する「地域福祉計画」、「介護保険計画・高齢者福祉計画」、「障害者計画・障害福祉計画」等の動きを踏まえ、令和7年度以降における神栖市社協の活動方針を明確化していく内容とする予定です。また、今後の委員会開催スケジュールは、本日は第1回策定委員会と位置付けさせてもらい、策定の趣旨及び今後のスケジュールを説明させていただきました。次回の理事会を第2回策定委員会とし、第5次計画の総括と第6次計画の素案について検討をいただく予定です。事務局からの説明は以上です。

（石田進議長）

第6次計画の目玉はありますか。

（事務局：橘田勝事務局長）

福祉後見サポートセンターかみすについて、今後ますます対象となる方が増えてきます。今後の取り組みの中心は、弱い立場にいる人の権利擁護となりますのでより充実強化をしていきます。

審議に入り質疑はなく、議案第3号は議長を除く賛成13名、反対0名で原案の通り議決した。

議案第4号 令和6年度定時評議員会の招集について 事務局（相良光浩事務局次長）

資料13ページをお開きください。定款14条の規定に基づき、令和6年度定時評議員会を令和6年6月24日、場所は保健・福祉会館別館の2階にあります健康相談室で、議事案件は補欠役員の選任案、令和5年度事業報告及び収支決算の承認、令和6年度補正予算案の3件です。事務局からの説明は以上です。

審議に入り質疑はなく、議案第4号は議長を除く賛成13名、反対0名で原案の通り議決した。

（議長：石田進会長）

本日、予定されました議案の審議はこれで全て終了しましたが、その他に何かありますか。

（須之内正昭理事）

事業報告書の中で第Ⅰ圏域は居切から溝口、第Ⅱ圏域は奥野谷から太田と表記してありますが、この区分が分かりづらいかと。居切から溝口の表記はなくてもよいのではないかと思います。

（事務局：橋田勝事務局次長）

神栖市では高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して定めた日常生活圏域というものを高齢者福祉計画で定めております。社協もその区域ごとに各事業の相談を受ける体制を取っておりますが、今後はわかりやすく表記させていただきます。

（須之内正昭理事）

もう1点、広報費について詳しく教えてください。

（事務局：橋田勝事務局次長）

かみす社協ニュースは年12回、ボランティアセンターマガジンは年6回発行し、1回当たりの印刷代及び新聞折込費用は約30万円程です。その他、ホームページの維持管理費、社協リーフレットや福祉サービス一覧ポスターの作成費用などが広報費となります。

（須之内正昭理事）

広報費は大きい数字のため、具体的な金額を記載してみてもどうか。

（事務局：橋田勝事務局次長）

今後より具体的に分かりやすい報告書の作成に努めさせていただきます。

（議長：石田進会長）

他にご意見はありますか。なければ、以上をもって、本日の議事を終了します。ご協力ありがとうございました。

閉会前に事務局より報告及び連絡事項あり。

（報告）信太理事、石井理事、佐藤理事が6月24日開催の定時評議員会をもって退任となるため、本日出席された信太理事と佐藤理事から退任あいさつあり。

（連絡）次回第3回理事会は9月の開催を予定しているため、日時が決定次第案内を送付する。

以上をもって、令和6年度第2回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。